主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人A同Bの弁護人岡崎襄の上告趣意(後出)は、憲法違反を主張するけれど も、その実質は量刑不当の論旨に外ならず、各被告人の上告趣意(後出)はそれぞ れ科刑の緩和を求めるものであつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当らな い。

また記録を精査しても同法四――条を適用すべきものとは認められない。 よつて同法四―四条三八六条―項三号により、主文のとおり決定する。 この決定は裁判官全員―致の意見である。

昭和二六年三月三〇日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官